

	地区の住民を対象としたものに限る。)	地区の住民を対象としたものに限る。)	(町内会等、一定の地区の住民を対象としたものとしめたるものに限る。)	第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上上の部分をその用途に供するものを除く。)	類するものの(準住居地域内に限る。)
7 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。)	7 事務所又は店舗、飲食店その他これに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5で定められたものに限る。	8 事務所又は店舗、飲食店その他これに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5で定められたものに限る。	7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の5で定められたものに限る。	7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の5で定められたものに限る。	7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の5で定められたものに限る。
8 防災備蓄倉庫	第130条の5の3で定められたものでその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの(1階部分のみをその用途に供するものに限る。)	第130条の5の3で定められたものに供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの	8 前号の建築物に併設する動物病院又はペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの	8 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5第1号から第3号までに掲げるものを除く。)	8 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5第1号から第3号までに掲げるものを除く。)
9 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの(1階部分のみをその用途に供するものに限る。)	9 第7号の建築物に併設する工場(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに	10 前各号の建築物に併設する工場(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに	9 工場(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに	9 工場(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに	9 工場(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに

		<p>では、その 出力の合 が0.75 キロワッ ト以下の ものに限 る。)</p> <p><u>10 第1号</u> から第7 号までの 建築物に 附属する もの(建築 基準法施 行令第1 30条の 5で定め るものを 除く。)</p> <p><u>11 防災備 蓄倉庫</u></p> <p><u>12 自動車</u> 車庫で床 面積の合 計が30 0平方メ ートル以 内のもの (1階部 分のみを その用途 に供する ものに限 る。)</p>	<p><u>130条</u> <u>の5の5</u> <u>第一号か</u> <u>ら第三号</u> <u>までに掲</u> <u>げるもの</u> <u>を除く。)</u></p> <p><u>11 工場</u>(原 動機を使 用する場 合にあつ ては、その 出力の合 計が0.7 5キロワ ット以下 のものに 限る。)</p> <p><u>12 危険物</u> <u>の貯蔵又</u> <u>は処理に</u> <u>供するも</u> <u>のでその</u> <u>用途に供</u> <u>する部分</u> <u>の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>500平方</u> <u>メートル以内の</u> <u>もの</u></p> <p><u>11 防災備 蓄倉庫</u></p> <p><u>12 自動車</u> 車庫で床 面積の合 計が30 0平方メ ートル以 内のもの (1階部 分のみを その用途 に供する ものに限 る。)</p> <p><u>13 防災備 蓄倉庫</u></p> <p><u>14 自動車</u> 車庫で床 面積の合 計が30 0平方メ ートル以 内のもの (1階部 分のみを その用途 に供する ものに限 る。)</p>	<p><u>限る。)</u></p> <p><u>10 危険物</u> <u>の貯蔵又</u> <u>は処理に</u> <u>供するも</u> <u>のでその</u> <u>用途に供</u> <u>する部分</u> <u>の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>500平方</u> <u>メートル以内の</u> <u>もの</u></p> <p><u>11 防災備 蓄倉庫</u></p> <p><u>12 自動車</u> 車庫で床 面積の合 計が30 0平方メ ートル以 内のもの (1階部 分のみを その用途 に供する ものに限 る。)</p> <p><u>13 防災備 蓄倉庫</u></p> <p><u>14 自動車</u> 車庫で床 面積の合 計が30 0平方メ ートル以 内のもの (1階部 分のみを その用途 に供する ものに限 る。)</p>	
建築物の 敷地面積 の最低限 度	120平 方メートル ただし、建 築物の敷地 が幅員4メ ートル未満 の路地状部	次の各号 に掲げる建 築物の敷地 面積につい ては、当該各 号に掲げる 数値以上で	<p><u>次の各号</u> <u>に掲げる建</u> <u>築物の敷地</u> <u>面積につい</u> <u>ては、当該各</u> <u>号に掲げる</u> <u>数値以上で</u></p>	500平方メートル	

		<p>分のみによ って建築基 準法第42 条第1項に 定める道路 に接する場 合は、130 平方メート ルを建築物 の敷地面積 の最低限度 とする。</p>	<p>なければな らない。 1 事務所若 しくは店 舗、飲食店 その他これ らに類する 用途に供す るもの。う ち建築基準 法施行令第 130条の 5の3で定 めるもの又 は動物病院 若しくはペ ットショッ プ、小動物 を対象とし た宿泊施設 又は工場 2,00 0平方メ ートル</p> <p>2 前号に掲 げる用途以 外の建築物 120 平方メー トル ただし、 建築物の 敷地が幅 員4メー トル未満 の路地状 部分のみ によって 建築基準 法第42 条第1項 に定める 道路に接 する場合 は、130 平方メー トルとす る。</p>	<p>なければな らない。 1 長屋、共 同住宅、寄 宿舎若し くは下宿 (3戸以 上のもの に限る。) 又は老人 ホーム若 しくは保 育所又は ボーリン グ場、スケ ート場、水 泳場その 他これら に類する 建築基準 法施行令 第130 条の6の 2で定め るもの 500 平方メー トル 2 前号に 掲げる用 途以外の 建築物 120 平方メー トル ただし、 建築物の 敷地が幅 員4メー トル未満 の路地状 部分のみ によって 建築基準 法第42 条第1項 に定める 道路に接 する場合 は、130 平方メー トルとす る。</p>	
--	--	--	---	--	--

		<p>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 2 防災備蓄倉庫 										
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車又は自転車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5 防災備蓄倉庫 	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1メートル、建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線までの距離は、計画図に掲げる値以上でなければならない。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 2 防災備蓄倉庫 										
壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域については、次の各号に掲げる工作物を設置してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動販売機 2 機械式駐車場 3 前<u>2</u>号に掲げる工作物に類するもの 	<p>壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域については、次の各号に掲げる工作物を設置してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋外広告物（地区の名称等を表示するもの又は地区の案内図等で、周囲の景観に調和し、かつ営利を目的としないものを除く。） 2 自動販売機 3 機械式駐車場 4 前<u>3</u>号に掲げる工作物に類するもの 										
建築物の高さの最高限度	<p>建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 建築物の高さは、10メートルかつ階数は2を超えてはならない。</td> <td>次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。</td> <td>次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。</td> <td>建築物の高さは、4.5メートルを超えてはならない。</td> <td>建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。</td> </tr> <tr> <td>2 建築物の軒の高さは、7メートルを超えてはならない。</td> <td>1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供</td> <td>1 長屋、共同住宅、寄宿舎若しくは下宿(3戸以上のものに限る。)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 建築物の高さは、10メートルかつ階数は2を超えてはならない。	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。	建築物の高さは、4.5メートルを超えてはならない。	建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。	2 建築物の軒の高さは、7メートルを超えてはならない。	1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供	1 長屋、共同住宅、寄宿舎若しくは下宿(3戸以上のものに限る。)			
1 建築物の高さは、10メートルかつ階数は2を超えてはならない。	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。	次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。	建築物の高さは、4.5メートルを超えてはならない。	建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。								
2 建築物の軒の高さは、7メートルを超えてはならない。	1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供	1 長屋、共同住宅、寄宿舎若しくは下宿(3戸以上のものに限る。)										

			<p>するも ののう ち建築 基準法 施行令 第13 0条の 5の3 で定め るもの 又は動 物病院 若しく はペッ トショ ップ、小 動物を 対象と した宿 泊施設 又は工 場</p> <p>(1) 建 築物 の高 さ1 2メー トル (2) 建 築物 の軒 の高 さ1 0メー トル</p> <p>2 前号 に掲げ る用途 以外の 建築物</p> <p>(1) 建 築物 の高 さ1 0メー トルか つ階 数は 2 (2) 建</p>	<p>又は老 人ホー ム若し くは保 育所又 はボー リング 場、スケ ート場、 水泳場 その他 これら に類す る建築 基準法 施行令 第13 0条の 6の2 で定め るもの 建築 物の高 さ12 メート ル</p> <p>2 前号 に掲げ る用途 以外の 建築物</p> <p>(1) 建 築物 の高 さ1 0メー トル ルか つ階 数2</p> <p>(2) 建 築物 の軒 の高 さ7 メー トル</p>	

			築物の軒の高さ 7メートル			
建築物の緑化率の最低限度			良好な緑地環境の形成を図るため、各地区における敷地面積の緑化率の最低限度を次のとおり定める。 緑化率の算定は、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成21年6月30日規則第24号)に定める緑地面積の算定方法及び植栽基準によるものとする。 また、壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築物の敷地に接する歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域は過半を緑化し、その延長は建築物の敷地が歩行者専用道路に接する延長の2分の1以上とする。			
土地の利用に関する事項		10分の1	10分の2	10分の1		
		1 緑のネットワークの構築に必要な本地区北側の既存の緑地帯を、保全・再生しなければならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。 2 建築物の敷地の地盤面の高さは、土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第98条第1項に規定する仮換地により使用若しくは収益を開始することができる日又は同法第103条第4項に規定する換地処分の公告日における地盤面の高さより変更してはならない。 ただし、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が500平方メートル以上のものをいう。)によるもの又は整地、造園及び車庫の設置等のための必要最低限度の変更は、この限りでない。				

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

